



# テクノファNEWS

## 創刊のご挨拶

株式会社テクノファ 代表取締役 平林良人

おかげ様で、株式会社テクノファが設立されてから一年が経過いたしました。この一年間にISO9000シリーズによる審査登録システムはすっかり日本に定着しました。

財団法人日本品質システム審査登録認定協会(JAB)の設立を契機に、しっかりとした信頼性のある第三者認証の仕組みができ上がったわけです。私共株式会社テクノファも9月にJABから日本の教育訓練機関として初めての認定を受けました。今迄は、英国IQAの認定による教育訓練機関が日本でも審査員の養成コースを実施してきたわけですが、これからはそうした養成コースに頼ることなしに、日本の仕組みで審査員の養成が行われるわけです。日本の仕組みによる教育訓練を行う意義には次のような二つの大きな意味があります。

- ① 教材、ケーススタディなどが日本の企業実態に合ったものである。
- ② 講師と受講生がお互いに母国語で深い論議に展開していくことができる。

日本には、従来からTQCと呼ばれる日本式品質管理があります。我々日本の企業には、戦後TQCに取り組む中から世界一流の品質を、製造・サービスの中に確立してきました。したがってISO9000の中味についてはほとんどの企業実態としてはクリアーできる水準にあります。ただ国際的に規格化されたISO9000シリーズに厳密に整合していないのと、文書化の遅れがあることが

弱点なだけです。

ISO9000の特長は、次の三つであると言われています。

- ① トップダウン
- ② 文書化
- ③ 継続性



①のトップダウンについて言えば、TQCというボトムアップとの接点をどこに見い出すかがポイントであると思います。俗に言われるところのミドルマネージメントが上と下からの力にどのようにバランスを取るか、また方針管理をどのように徹底させていくのか大切なところでしょう。

②の文書化については、“文書はできるだけ少ない方がよい”ことに尽きるでしょう。大きな文書構造をスタートさせると、フォロー、維持が大変な負担になります。

最後の③の継続性は、ISO9000の仕組みの優れた点であるかと思います。内部監査を通じて常日頃からシステムが効率的に働いているかを確認していく必要があります。

このNEWSの目的は、ISO9000及びISO14000(環境監査)を核に、それに続く安全衛生などに焦点を当てたフレッシュな話題を提供することにより、読者の皆様方に有用な情報と交流の場を創出することにあります。今後ともよろしくご支援のほどよろしくお願い致します。



テクノファは、日本品質システム審査登録認定協会（略称JAB）の我国第一号の研修期間の認定を9月に取得しました。

JAB審査員登録制度の概況を財団法人日本品質システム審査登録認定協会にお聞きしました。

## ISO 9000の認定の仕組み

財団法人 日本品質システム審査登録認定協会

### 品質システム審査登録制度の必要性

購入者は、自分が欲しい製品やサービスが満足いくものであって欲しいと望んでいます。購入者が企業である場合は、購入に先立って仕様書などによってその要求事項を供給者に示すのが一般的です。供給者はこの要求事項を満足する製品やサービスを提供するために企業活動をするようになりますが、購入者にとっては自分の要求事項が製品やサービスにきちんと反映される仕組みになっているか、生産過程でしかチェックできない事項が適切に実施されているか、いかにげんな仕事をされたことによって納入されてから故障や問題を起こさないか、などなど気になることが色々あります。

通常、これらを避けるために、購入者は供給者に対して品質管理の実施や品質保証の活動を要求します。

しかし、供給者にとっては取引のある購入者が複数あるのが一般的ですから、購入者ごとにそれぞれに異なった品質管理や品質保証活動を要求されては、その対応は容易なことではありません。また、仮に要求された品質管理や品質保証活動が同様な内容であったとしても、それぞれの購入者が実施状況のチェックに来られてもその対応は容易ではありません。

そこで、購入者に代わって第三者の審査登録機関が、一つの基準（JIS Z 9900シリーズ＝ISO9000シリーズ）に基づいて供給者の品質管理・品質保証システム（品質システム）を審査・登録し、公表することによって共通の尺度で品質システムの実施状況が分かるようになります。

### 本制度の国際共通化と相互承認

これまでは、国内のことについて触れてまいりましたが、国際的にも購入者と供給者との関係は国内と同様と言えるでしょう。しかし、取引相手が外国であるため、日本側が供給者の場合は、相手先の品質保証に対する要求を把握することも大変でしょうし、また、日本側が購入者の場合は、独自の品質保証を要求しても相手先に理解されなかったりすることもあるでしょう。今や、品質システムに関して世界共通語になろうとしているISO 9000シリーズ（＝JIS Z 9900シリーズ）を用いることで、相互理解が促進され、信頼関係が確立されることにつながります。

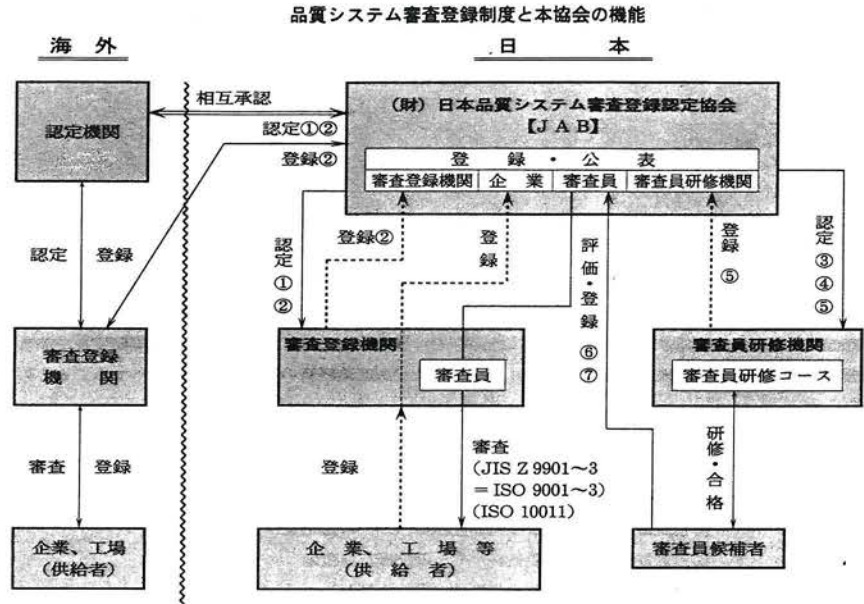
本協会は、我が国における品質システム審査登録制度を運用し、その健全な発展を推進して行く責任機関であり、国際的な共通性との交流の促進を図る我が国

唯一の認定機関でもあります。世界の各国が国際規格を採用し、国際的な基準に則って運用する意図は、それぞれの審査登録の結果が共用されることにあります。そのためには、外国の機関との相互承認が重要な鍵となります。

相互承認には様々な形態と方法があり、日本工業標準調査会が加盟しているISO/CASCO（適合評価委員会）においてもいろいろと論議されていますが、本協会においても、海外との相互承認の促進及び実施、内外関係機関との交流及び協力を図ることを予定しており、現在は、主要国の認定機関（日本：本協会）からなる国際認定機関フォーラム（IAF）において、相互承認の条件づくりとその実現に努めています。

## 設立の経緯

本協会は、日本工業標準調査会の答申に基づき、(社)経済団体連合会での35の産業団体の代表からなる委員会で本協会の設立のあり方についての審議を経て1993年11月1日に民法第34条の規定に基づき財団法人として通商産業大臣並びに運輸大臣から設立を許可された品質システム審査登録制度における我が国唯一の認定機関です。



## 目的・事業

### (目的)

本協会は、品質システム審査登録制度(日本工業規格又は国際規格への適合性を審査登録機関が審査し、適合する場合には、企業、工業等について登録及び公表を行う審査登録の機能、審査登録機関等が適切な能力を有することを認定する機能並びに審査員の評価、登録及び研修を行う機能を含めた総合的な仕組み。以下同じ。)に係る審査登録機関の認定及び登録、審査員研修機関の認定及び登録、審査員の評価及び登録並びに適合事業者の登録等を行うことにより、我が国における同制度及び諸外国との相互承認体制の確立及び発展を図り、もって我が国産業経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を

行う。

- ① 品質システム審査登録制度に係る審査登録機関の認定及び登録
- ② 品質システム審査登録制度に係る審査員研修機関の認定及び登録
- ③ 品質システム審査登録制度に係る審査員の評価及び登録
- ④ 品質システム審査登録制度に係る適合事業者の登録
- ⑤ 品質システム審査登録制度に関する海外との相互承認の推進
- ⑥ 品質システム審査登録制度に関する調査及び研究
- ⑦ 品質システム審査登録制度に関する普及及び啓発
- ⑧ 品質システム審査登録制度に関する内外関係機関との交流及び協力
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業

## 本協会が公表している認定基準などの一覧

- ① JAB R 100-1993 審査登録機関に対する認定の基準 (ISO/CASCO 227 準拠)
- ② JAB R 200-1993 審査登録機関の認定のための手順 (ISO/CASCO 226 準拠)
- ③ JAB T 100-1993 審査員研修機関に対する認定の基準
- ④ JAB T 101-1993 審査員研修コース基準
- ⑤ JAB T 200-1993 審査員研修機関の認定のための手順
- ⑥ JAB A 100-1993 審査員の資格基準 (ISO 10011-2 準拠)
- ⑦ JAB A 200-1993 審査員の評価・登録のための手順



## 研修コースの期間及び構成

- ① 研修コースは、最低36時間の講義・役割分担演技・ケーススタディ及び2時間の筆記試験を含めて4日間以上とする。
- ② 研修生の共同作業及び役割分担演技  
研修時間の約40%は、共同作業及び役割分担演技の活動に費やさなければならない。また、これらの活動は、緊張の要素を含んだ、審査に関連のあるケーススタディを含んでいなければならない。
- ③ 時間割におけるケーススタディは、JIS Z 9901又は同等の規格の最も重要な要素を含むように計画されていなければならない。

## 研修コースの内容

- ① 研修コースは、審査員候補者に対し、品質システム審査の原理及び実務について訓練するものでなければならない。  
その原理及び実務は、JIS Z 9901又は同等の規格に対するものでなければならない。
  - ② 研修コースの内容は、次の事項を含む構成でなければならない。
    - a) 品質システムに対する一般的解説
      - i) この解説では、目的と対象を述べ、不具合の探知でなく予防の考え方を含まなければならない。すなわち、特別の注意が、組織、経営の委任、経営者による見直し及び審査、品質計画、設計、契約の見直しと下請負契約者の選定、及び品質管理の様相に対して払われていなければならない。
      - ii) JIS Z 9901又は同等の規格の背景
    - b) ISO 10011-1及びISO 10011-2
    - c) 審査の形式(内部審査、外部審査等)
    - d) 審査計画の作成  
(審査チーム構成員の選任及び事前説明を含む)
    - e) 品質に関する方針及び手順についての資料の提供
    - f) 審査チームによる準備
    - g) 初回会議
    - h) 審査の実施  
客観的証拠の重要性、不適合の種別を明確にした不適合書式又は是正処置書式の作成
    - i) 終了会議
    - j) 提案された是正処置の審査
    - k) 審査報告書
    - l) 不適合についてのフォローアップ及び是正処置の終了
    - m) サーベイランス
    - n) 審査の管理における審査チームリーダーの責任とチーム構成員の規律を含めた審査員及び主任審査員の義務の相違
    - o) 本協会の「審査員の資格基準」の要求事項
- 以上



テクノファが受けたJABの認定登録証

# ISO 9001用フロッピー文書ファイル

## 頒布紹介

ISO 9000シリーズの品質システムの規格が改訂されました。もう皆様のお手元にも届いていることでしょう。

この改訂版では、「品質システム」と「品質計画書」を作成することが義務づけられました。

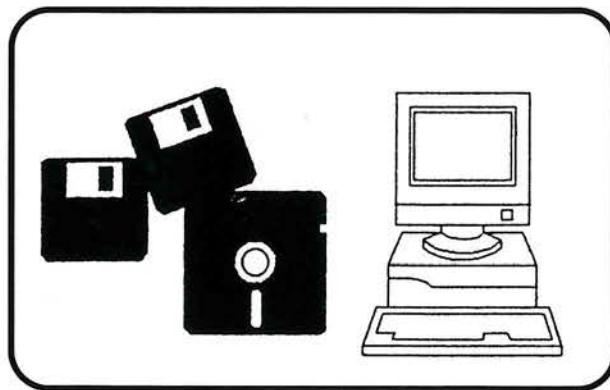
よく質問されることは、規格の要求事項に次のように書かれています。例えば、

- ① 供給者側の経営者は、「品質方針」を定め文書化すること。品質方針には品質に関する目標及び品質についての義務を含むこと。
- ② 供給者は、製品が規定要求事項に適合することを確実にするための手段として「品質システム」を確立し、文書化し、維持すること供給者は、この

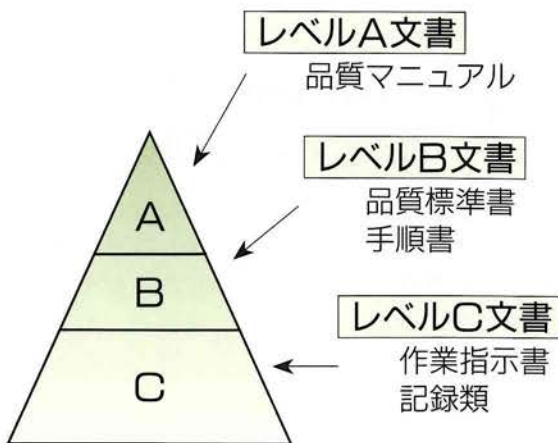
規格の要求事項をカバーする「品質マニュアル」を作成すること。

- ③ 供給者は、この規格の要求事項に関するすべての文書及びデータを管理する手順を文書に定め、維持すること。
  - ④ 供給者は、品質記録を識別、収集、見出し付け、利用、ファイリング、保管、維持及び廃棄のための手順を文書に定め、維持すること。
- などがあります。

「品質マニュアル」の内容は、審査登録機関が行う第一関門の「文書審査」の対象になります。実地審査を経て晴れて審査登録が完了して「パスポート」を手に入れるための大切なキーポイントです。



通常の「品質システム」の文書体系は、レベルA、B、Cの3階層で作成されます。



この文書ファイル(管理システムでは)、品質システム工業株式会社という架空の製造業の会社を想定し、組織及び業務分掌を設定して品質システムを構築して

あります。その上で具体的に

- (1) レベルA、B、C文書はどのようにわかるか
  - (2) どんな手順で何を
  - (3) どのレベル迄文書化すれば良いか
  - (4) 記録の作り方は
  - (5) 要求事項の「維持する」とは何をするのか
- をレベルAの「品質マニュアル」とレベルBの57件の品質標準書と使用する40種類の帳票で構成しています。もちろん文書はすべてパソコン文書とし、フロッピーで出荷されますので自社用に修整してすぐ利用できます。これと併用する変更・改廃を便利に行なう「文書管理プログラム」も用意しています。

文書ファイル+管理プログラム一式 72,800円

お問い合わせは  
株式会社 フューチャー・システム  
TEL 044(844)4811  
FAX 044(844)4309